

令和3年

第1回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

## 令和3年 第1回教育委員会（定例会）会議録

期日：令和3年1月20日（水）

開会：午後2時00分

閉会：午後3時50分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

### 1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 令和2年第15回（12月定例会）会議録の承認について

日程第3 教育長諸般の報告

日程第4 非公開とする審議事項について

日程第5 〔議案第1号〕就学援助の認定について

日程第6 〔議案第2号〕令和3年度特別支援学級新設要望が認められなかった児童生徒の就学について

日程第7 〔議案第3号〕市議会の議決を経るべき議案について

日程第8 〔議案第4号〕上天草市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

日程第9 〔議案第5号〕上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則の制定について

日程第10 〔議案第6号〕専決処分の報告について

日程第11 諸報告

### 2 出席委員

山下勝一（委員）、栢本修吾（委員）、濱崎千賀子（委員）、辻本幸之助（委員）、高倉利孝（教育長）

### 3 欠席委員 なし

### 4 議場に出席した者

赤瀬耕作（学務課長）、原田和久（社会教育課長）、松田真也（教育審議員）、宮崎真司（学務課長補佐）、小浦嘉彦（社会教育課長補佐）、一浦康葉（学務主事）

### 5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項以下のとおり

開会 午後2時00分

○**教育長（高倉利孝君）** それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してありますので、

日程第1 会議録署名委員の指名について

○**教育長（高倉利孝君）** 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に辻本委員及び宮崎学務課長補佐を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 令和2年第15回（12月定例会）会議録の承認について

○**教育長（高倉利孝君）** 次に日程第2。「令和2年第15回（12月定例会）会議録の承認について」を議題といたします。皆さんには会議の案内と一緒に配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしくお願ひいたします。

○**学務課長補佐（宮崎真司君）** 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○**教育長（高倉利孝君）** よろしいですか。それではお諮りいたします。第15回定例会の教育委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長諸般の報告

○**教育長（高倉利孝君）** 次に日程第3。教育長諸般の報告を行います。資料は、議案書1ページに、記載してございます。その中から、まず、12月25日、教育事務所と教育長・校長の一次面接がありました。人事異動の始まりでございます。また一昨日の1月18日には、二次面接がございました。各校長は、職員の希望等を踏まえ、学校全体の運営状況を見極め要望・意見を伝えます。私もそれを後押しする形で進言します。学校の運営がスムーズに来年度もいきますよう、努力をしているところです。2月の三次面接を経て、3月の頭には人事異動素案が提示されます。例年そのようになっております。その後、臨時の教育委員会を開催し、審議していただき、内申を提出することになっております。その節は、皆様にも大変お世話になります。どうぞよろしくお願ひいたします。次に1月6日、ICT協議会研修会についての報告です。上天草市学校ICT推進協議会・研修会を実施しました。本協議会の構成員として、中学校の校長先生、小学校の校長先生方を初め、各校のICT担当教諭、計22名に参加していただきました。研修の内容は、有識者講演ということで、熊本県立大学・宮園博光教授をお招きし、ギガスクール構想と、学校現場のICT活用についてご講演いただきました。国の施策でありますギガスクール構想と、実際の学校現場とICT活用の結びつきや方向性がよく分かる講演内容で、現場の教職員の先生方も大変参考になったようです。同時に、新学習指導要領にうたわれるプログラミング教育の実践やコロナ禍におけるリモート授業など、教職員の抱える不安、さらには本市のICT教育における様々な課題なども見えてきたところであります。現在、集合型研修の実施が困難な状況下ではありますが、リモート研修等活用し、研修会の継続的な実施を予定しております。今後も、学校ICT教育の推進については、重点的に取り組んでいかねばと考えているところです。以上で、教育長諸般の報告を終わります。

日程第4 非公開とする審議事項について

○**教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第4。「非公開とする審議事項について」意見を伺います。

日程第5「議案第1号」、日程第6「議案第2号」及び諸報告の第2の「不登校児童・生徒の状況について」、第3の「いじめの状況について」、第4の「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 異議なしと認め、「議案第1号」、「議案第2号」及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第1号 特別支援学級並びに特別支援学校等への児童生徒の就学について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第5。議案第1号「特別支援学級並びに特別支援学校等への児童生徒の就学について」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第1号及び議案第2号は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

日程第7 議案第3号 市議会の議決を経るべき議案について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第7。議案第3号「市議会の議決を経るべき議案について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の4ページをお願いいたします。議案第3号、議会の議決を経るべき議案について。議会の議決を経るべき次の議案に対する意見の申出については原案のとおり了承します。令和3年1月20日提出、上天草市教育長名。5ページをご覧ください。上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成基金条例の一部を改正する条例。上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成基金条例（平成30年上天草市条例第23号）の一部を次のように改正します。6ページの新旧対象表をご覧ください。第1条中「上天草市奨学金貸与条例第12条の規定による」を削り、「市内における」の次に「移住」を加えます。附則、この条例は、令和3年4月1日からの施行を予定しています。7ページの概要をご覧ください。制定の必要性については、本基金事業は、上天草市と市内事業者等が連携し、原資となる基金を積立て、奨学金の返還を支援することで、若者の市内への定住及び地域産業を担う人材を育成・確保するものです。この助成事業は、平成31年度から開始しましたが、現在までに活用がされていない状況です。そこで、奨学金制度には本市の奨学金のほか、日本学生支援機構や熊本県等が実施する利用者が多い制度があることから、これらの奨学金を返還する者も対象として拡充することで、更なる若者の市内への移住定住を進めるとともに人材確保を促進するため、関係規定の改正を行うものでございます。なお、本基金条例で対象としている奨学金制度は上天草市が実施する制度のみであることから、返還を支援する奨学金制度を拡充するためには、条例の一部を改正する必要があります。議案書の4ページにお戻りください。提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第11号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

○委員（山下勝一君） 今、奨学金を借りている方が、上天草市に戻ってくるなり移住されたりして、勤めた場合に、その奨学金の返済をこの未来への五橋奨学金から支援するというのでしょうか。

○学務課長（赤瀬耕作君） 委員が話されたとおりでございます。今回、市町村が実施する奨学

金の返還助成制度について、国の交付税措置がなされることになりました。その対象が日本学生支援機構や県等の奨学金の返還を助成した場合に、交付税を充当する制度になっております。こういう制度を持っている自治体が、だんだん増えてくると思います。上天草市の場合、奨学金制度の母数が小さいので、活用が少ないという状況です。折角なので、Uターンも含めてIターンも対象に出来ないかということで検討した結果、こういう要綱を教育委員会で定める予定でございます。そのための条例改正ということでございます。

○委員（山下勝一君） 議案書に書いてあるように、事業者が協力をされている事業です。今回、市議会等で承認された場合には、事業の趣旨が若干違ってくると思いますので、事業者に対して説明をお願いしたいと思います。もともと内々でしていきましようという話で、寄付をしていましたが、事業者も逆に言うと広げていくと、さらに協力いただけるところが出てくるのではないかと思います。できればその辺も実施していただき、先ほども話されたように、利用がされるように、運用をしていただければ非常にありがたいと思います。よろしくお願いたします。

○学務課長（赤瀬耕作君） この委員会後に、ご承認いただければ、そのような形で、周知をしていきたいと考えております。

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。  
[「ありません」という声あり]

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第3号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。  
[「異議ありません」という声あり]

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

#### 日程第8 議案第4号 上天草市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第8。議案第4号「上天草市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） はい。議案書の8ページをお願いいたします。議案第4号、上天草市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について。上天草市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように制定することとします。令和3年1月20日提出、上天草市教育長名。上天草市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則。上天草市教職員住宅管理規則（平成16年上天草市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正します。20ページの概要をご覧ください。改正の理由につきましては、上天草市の教職員住宅は、学校の統廃合による教職員の減や民間住宅の活用など入居者が減少しており、また、老朽化し入居が不可能な住宅等も増加していることから、年次計画を定め、教職員住宅の解体や他課への移管等を進めており、現在、教職員住宅として管理が必要な住宅が30棟となっています。本規則には、教職員住宅として81棟を記載していることから、今回、規則に記載されている教職員住宅の見直しを行い、現状に即した施設管理となるよう整理を行うものでございます。主な内容につきましては、教職員住宅として不要となる住宅を別表から削除します、10ページの新旧対照表をご覧ください。改正前の81棟から51棟を削除し、30棟に変更しました。また、管理台帳との整合性をとるために、住宅名等の変更を行いました。台帳の削除については、改正前の番号2～6、11、12、14、16～19、22、23、25、34～38、40、46～49、51、53～60、62、64、65、67、69～81を削り、番号を詰めています。また、住宅名の変更については、番号8～10、24、27～29、32、33、39、41

～45、50、52、61、63、66、68の住宅名と、番号15の面積、金額及び番号45の住所番地を現在の台帳名に変更しています。なお、施行日は、令和3年4月1日の施行を予定しています。議案書の21ページにお戻りください。提案理由につきましては、教職員住宅の管理棟数が、現状に合致していないことから見直しを行うもので、教職員住宅の棟数の変更にあたり関係規定の整備を行う必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。
- 委員（松本修吾君） 管理が必要な住宅30棟となっておりますが、現在、入居者が30棟あるということでしょうか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 上天草市住宅管理計画を毎年定めております。大体5年間、活用がない住宅については随時、処分計画に上げるということで計画しております。それがまず基準です。その中で今、住宅として、実質管理をやっているのが30棟ということでございます。
- 委員（松本修吾君） 活用状況は。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 活用状況については、ここに資料を持ってきていないので詳細は分かりませんが、基本的に湯島の教職員は100%の活用というような状況で、あとは各学校の校長住宅が残っている状況でございます。
- 委員（辻本幸之助君） この教職員住宅が廃止された後は、解体して更地にされると思いますが、その後の活用はどうなりますか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 行政財産として活用がなくなったものは速やかに普通財産にして、市長部局に戻すという手続きになります。今、解体に係る基金条例が市で定められましたので、それを活用しながら解体して、最終的には市の監理課に財産を移管する形をとらせていただいております。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。  
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第4号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。  
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

#### 日程第9 議案第5号 上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則の制定について

- 教育長（高倉利孝君） それでは、日程第9。議案第5号「上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（赤瀬耕作君） はい。議案書の21ページをお願いいたします。議案第5号、上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則の制定について。上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則を次のように制定することとします。令和3年1月20日提出、上天草市教育長名。上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則。上天草市就学援助費扶助規則の一部を次のように改正します。25ページの新旧対照表をご覧ください。第3条第2項中「第4号まで、」の次に「第6号、」を加える。第6条第2項第3号中エをカとし、ウの次に次のように加えます。「エ 前号の収入額に給与所得、公的年金等のいずれかがある者については、

総所得金額から10万円を控除。オ「ひとり親控除又は寡婦控除」。様式第1号を次のように改めます。15ページの概要をご覧ください。改正の理由については、本市は、就学援助費の認定に係る算定基準として、特別支援教育就学奨励費の保護基準額に基づき算定を行っているが、令和2年度税制改正により給与所得控除等が引き下げられ、認定基準が厳しくなることから、就学する世帯の支援を確保・拡充するため、文部科学省において特別支援教育就学奨励費の収入額の算定方法について改訂が行われる旨の通知がありました。つきましては、本市が同基準により準要保護者の認定を行っていることから、この改訂に併せて関係規定を改正する必要があります。改正の主な内容につきましては、(1) 税制改正により、給与所得控除又は公的年金等控除が10万円引き下げられ、総所得金額が増加することから、総所得金額から10万円を控除します。また、ひとり親世帯の支援を拡充するため、ひとり親控除又は寡婦控除額を新たに控除項目として追加するものであります。(2) 第3条第2項関係で、6号の追加については、要保護者に対して、生活保護の教育扶助費から校外活動費が支給されますので、支給対象から除外するものです。(3) 様式第1号に、ふりがな記載欄の追加等を行います。施行日は、令和3年4月1日を予定しています。議案書の21ページにお戻りください。提案理由につきましては、令和2年度税制改正等を受けて、文部科学省において令和3年4月1日より特別支援教育就学奨励費の収入額の算定方法が改正されることから、同算定基準により行っている本市の準要保護者の認定に係る関係規則を併せて改正するものであります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、同規則第2条第1項第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いたします。

- 教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。
- 委員（山下勝一君）** エは10万円を総所得金額から控除する。それと、オのひとり親控除または寡婦控除の控除額はどれくらいですか。税の控除額と同額ですか。
- 学務課長（赤瀬耕作君）** 文部科学省から、その金額について示されています。ひとり親世帯控除が30万円、寡婦控除が26万円となっておりますので、その分が控除額に足されるということになります。
- 教育長（高倉利孝君）** 他にございませんか。  
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君）** それでは、お諮り致します。議案第5号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。  
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

#### 日程第10 議案第6号 専決処分の報告について

- 教育長（高倉利孝君）** それでは、日程第10。議案第6号「専決処分の報告について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 社会教育課長（原田和久君）** 議案書29ページをご覧ください。議案第6号、専決処分の報告についてご説明いたします。上天草市新成人特別給付金交付要綱の制定につきまして、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。専決第25号、上天草市新成人特別給付金交付要綱の制定について。上天草市新成人特別給付金交付要綱を次のように制定することとします。令和2年12月28日専決、上天草市教育長名。この要綱につきましては、第1条の趣旨にありますとおり、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大する中に、

人生においての重要な節目を迎え、将来の帰郷を願い、起業等により、本市の次世代を担う新成人への投資と激励を目的として行う上天草市新成人特別給付金について必要な事項を定めるものでございます。第2条では、給付金を受け取ることのできる対象者を平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方のうち、中学校卒業時点及び令和2年11月19日、これは成人式の招待状の発送日時時点で上天草市に住民登録されている方としております。対象者数につきましては、299人となっております。第3条では給付金の金額について、第4条では申請の方法及び申請期間について規定してございまして、同条第3項では給付金の申請期間を令和3年1月18日から同年2月26日までとすることを規定してございまして、第5条では給付金の支給について、第6条では給付金の給付を虚偽の申請その他不正な手段により給付金の給付を受けたときの返還について規定してございまして、この要綱は令和2年12月28日から施行し、令和3年4月30日限りでその効力を失うこととしてございまして、34ページの概要をご覧ください。要綱の制定の必要性につきましては、本市では若者の地元定着等につながる取組などを促進してございまして、将来的な帰郷や起業等により、本市の次世代を担う人材育成への投資及び新型コロナウイルス感染症が拡大する中での激励を目的として、令和3年新成人者に対し、上天草市新成人特別給付金を交付することに関して、関係規定を整備する必要があるためでございます。議案書30ページにお戻りください。提案理由といたしまして、本市の次世代を担う新成人者への投資と激励を目的として給付を行う上天草市新成人特別給付金事業を実施するためには、関係規定を整備する必要があるが、令和2年度内に事業を完了するためには、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、同規則第3条第1項第1号の規定によりまして専決処分し、同条第3項の規定により、これを報告するものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。以上、報告いたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから何か質疑はございませんか。

○委員（辻本幸之助君） 給付金の5万円というのは、どういう根拠ですか。

○社会教育課長（原田和久君） ひとり親世帯の給付金など、国の給付金等を参考に設定させていただきました。

○委員（松本修吾君） これは結果として成人式がなかったからですかね。開催することができなかったから、その分をこういう形でお祝いして、はなむけにするという今年限りのやり方ということですか。

○社会教育課長（原田和久君） 成人式の中止というのも大きな要因ではございます。要綱にもあるとおり上天草市の次世代を担う新成人をコロナ禍でどのように激励するかということで、今回、給付金事業を行うこととしたところでございます。ご質問にあったとおり、来年につきましては、成人式を開催する予定であり、給付は行わないこととしております。

○委員（松本修吾君） 何らかの形でお祝いし、はなむけを贈りたいという趣旨で実施されるのでしょうから大賛成です。そうでないと、この年代の子達だけ可哀想な気がすると思っております。

○委員（山下勝一君） 今、松本委員が話されたように私も大賛成です。うちにも2人職員がいますけれども、非常にありがたいと思って要綱も見せていただきました。全国的に同じような形で実施されている市町村はありますか。

○社会教育課長（原田和久君） 鹿児島県の屋久島と、他に九州で調べた限りでは全部で3市町村ほどあったと思いますが、確認をしたのが成人の日の11日より前でしたので、増減があると思います。

○委員（松本修吾君） 新成人の方は、いろいろ準備もされており、着物を借りて、その着物の支払いが必要な人もいるわけですし、本当にいいことだと思います。

○委員（山下勝一君） その思いが伝わって、一人でも多く上天草に帰って来ることを願ってい



ます。

- 教育長（高倉利孝君） 新成人の方々の意見はいかがですか。喜んでおりますでしょうか。
- 委員（山下勝一君） まだ、実際に振り込まれていませんが、絶対喜んでいと思います。
- 社会教育課長（原田和久君） 現在の申請の状況について報告させていただきます。1月18日から申請を受け付けておまして、18日が52件、19日が32件の申請がございました。本日20日については現在集計中でございます。2日間で84件の申請となりますので、約4分の1になります。
- 委員（松本修吾君） 対象者は全部で299名ですが、今84件だから、この制度を知らない人が結構いるのではないですか。通知書は送付してありますか。
- 社会教育課長（原田和久君） 299名全員に通知書を郵送しております。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。  
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第6号は、ただ今ご審議いただきましたとお承認することに、ご異議ございませんか。  
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとお承認することに決定しました。

#### 日程第11 諸報告

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第11。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1「2月の行事予定について」の説明をお願いします。
- 教育審議員（松田真也君） 資料の35ページをご覧ください。主なものをご紹介します。1日、県立高校の前期特色選抜があります。結果の通知は2月9日になっております。4日、小規模複式学級担任等研修会を維和小学校で行うようにしておりますが、コロナの影響もございまして、リモートで行う計画としております。それから、8日、校長ヒアリング。これは事務所主催ですが、指導面のヒアリングが本庁舎でございます。9日、学力充実担当者研修。小学校5年生の担任の先生方への研修です。10日、生きる力推進モデル校として市の研究指定校である登立小学校の研究発表会でございます。これもリモートで行うことで考えております。ただ、全員の先生方に授業をしていただくのを目標に取り組んでいましたので、少しでも多くの授業を生配信出来たらという計画で進めているところでございます。15日、人権教育担当者会。16日、事務所主催ですが教育長・校長合同会議。17日、実務担当者会議。36ページにまいります。21日日曜日です。記載しておりませんが、教育長が最初にお話をされた異動についての三次面接が21日日曜日に入っております。22日、教育委員会会議で14時からです。23日に移動をしてきました熊日の郡市対抗駅伝、あるいは女子駅伝です。いずれも同じ23日に県の運動公園の周回コース等を使って実施されるということです。24日、2月の市内校長会議。26日が特別支援教育の連携協議会という形で予定が入っております。県や事務所主催の研修も内容の変更、中止がたくさん入っておりますし、天草教育研究所の取組も県独自の緊急事態宣言を受けまして、2月7日までですが、2月の行事は、縮小削減されたものがございます。まだ、実施に向けては未定というところもございますが、現在の分を挙げているところです。以上です。
- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。  
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） 次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。

※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

○教育長（高倉利孝君） 次に、その他諸報告の追加です。5番目に「熊本県独自の緊急事態宣言に伴う市内小・中学校の取扱いについて」説明をお願いします。

○学務課長（赤瀬耕作君） 資料は、先ほどお配りしました資料にてご説明させていただきます。先日の熊本県独自の緊急事態宣言にあわせまして、各小中学校に感染症対策の徹底を図るよう、13日付で通知を出しております。内容につきましては、まず、感染対策の総点検を行うよう指示したことと、緊急事態宣言が出た場合の対応を周知したところでございます。総点検につきましては、上天草市の感染症対策ガイドラインと、文科省が出しております新型コロナ衛生管理マニュアル。これに基づいてチェックリストを送付いたしまして、各学校で、その状況をチェックし報告していただくよう通知をしております。また、緊急事態宣言が出た場合の対応として、まずは、諸準備ということで通知を出して、基本的に一斉休校は行わないことと、それに伴って警戒度を高め、本市のリスクレベルに関わらず、上天草市感染症予防対策レベル3、これは最高ランクでございますが、対応をとるよう通知をしております。昨日行いました校長会で最終確認後、今日からこのレベル3の対応を行っているところでございます。期間は、当面、2月7日が期日だったので、これを目指して行っていくこと。また、その延長が行われた場合は、それを引き続き行うことで考えているところです。対応レベル3については、臨時休業の対応を少し変えています。以前は、発生した場合に、近隣校も臨時休業するとしていましたが、文科省の衛生管理マニュアルの変更がございまして、当該校のみ濃厚接触者が特定されるまでの期間、これにプラスアルファとして学校の消毒が完了する期間が休校となります。可能性の度合いによって学級閉鎖もあり得るという形です。レベル3はそういう対応をするということ。あとは、活動場面ごとの感染予防対策として大きく変わるのが、座席の間隔を2mあけるといことなので、2mを確保するためのリモート授業や、講堂などの広い部屋を使う等の工夫を各学校でしていただいております。これによって、本市では分散登校により授業日数の確保が進捗の半分になるという学校はございません。部活動の内容も見直して、接触の多い活動は行わないということと、登下校のスクールバスは今まで大体1番多いところで、25人乗りに23人ぐらい乗っていましたが、それを、ロッド数を分けて小人数にするというような工夫をしております。今回の通知で、レベル3の対応についてご承知いただければと考えております。以上でございます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

○委員（松本修吾君） 仮にここで、小学校で1人の感染者が出たとしましょう。そうすると、クラスの子たちは濃厚接触者として、まず検査されますか。

○学務課長（赤瀬耕作君） 濃厚接触者の断定は保健所がいたしますので、私たちは、基本的には分かりません。ただ、濃厚接触者とされた場合は、即その段階で学級閉鎖をします。その次の状況で、保健所がどれくらいの調査の規模を出すかで、一斉休校にしたりします。1人発生した場合の想定として、話しが入ったらクラスは即帰して、その次の日は休校になります。濃厚接触者はその期間に断定して、消毒関係が完了できれば、今のところ最低で2日から3日ぐらいの休校で、開校できるのではないかと思います。他市町の状況も見ても、正味2日ぐらいで開ける準備していて、土曜、日曜が挟まるという現状ですので、そういう形になると思います。小学校で1人が感染したら、2日から3日は休校となり、消毒が済み次第、学校を再開します。ただし、濃厚接触者の子供たちは、2週間は出席出来ません。それに対しては、タブレット等を配布してリモート授業をしていく体制になると思います。

○委員（松本修吾君） 今朝、東京の事例がテレビであってしまして、クラス全員が濃厚接触者となったため、2週間はリモートで授業を行っていました。それで、上天草市ではどういふ

うに対応していくか聞いてみました。ありがとうございました。

- 委員（山下勝一君） 今、お話されたとおりでと思いますが、例えば、クラスの中では濃厚接触者と濃厚接触でない方とか出てくる可能性があります。濃厚接触でない生徒児童が、非常に不安を持つ可能性があると思います。基本的に、マスク to マスクの中で、会話とか会食、食事とか一緒にしていなければ、多分、濃厚接触には断定しないだろうと思われませんが、どこかで触れていたりすることは、教室の場合に出てきます。そうすると、全員を検査すると判断されるならば、何も問題はないかと思うのですが、その中で、濃厚接触していないという判断をされてしまい検査を限ってしまうと、学校の中で少し不安に思われるのではないかと思います。検査のあり方はどのようになっているのでしょうか。濃厚接触者でない場合は、基本的に検査をしないということなのでしょうか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） まず、基本的に、検査をするかしないかというのは、やはり保健所が判断をする事案でございます。今までの経緯といたしましては、学校で出た場合は、クラスの中がマスクをしていても大体、濃厚接触者に断定されています。また、接触者という形で検査を受けるという事案もあっています。それが感染可能性の度合いということで、その子供がどれだけその学校でどういう範囲で動いたかを調査しますので、もし不安があった場合という話ですけれども、そこはもう保健所の判断に委ねるしかないかと思います。
- 委員（山下勝一君） 濃厚接触者は行政の検査対象になります。接触者の場合は、行政の対象ではなくなるとは思いますが、どうでしょうか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 今のところ、学校の場合は接触者も保健所が対応しています。
- 委員（山下勝一君） 保健所が対応しているということは、行政検査の対象としているということですか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） はい。だから、費用関係が発生してないみたいです。
- 委員（山下勝一君） そうですか。費用が発生すると思っていましたが、発生しないということですね。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 今のところは、発生していません。
- 教育長（高倉利孝君） 要望が出て、次の日に接触者が検査を受けるという事例は出ています。ただ、その費用面は確認してないのですけれども、多分発生してないと思います。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 濃厚接触者と接触者という形ではありますが、接触の可能性がある方は、接触者としてランプ法などの簡易の検査を行います。その後に出たりすると、当然PCR検査を行います。PCR検査まで続けて行うのが濃厚接触者で、接触者まではランプ法や唾液検査をします。このように、保健所が直接、行ったものは、基本的にはお金は要らないと思います。
- 委員（山下勝一君） 施設では、濃厚接触か接触していないかという判断をされますが、実際にはグレーゾーンの人もあります。そこの人も受けさせなさいと、通知が来ていましたので、確認しました。
- 教育長（高倉利孝君） よろしいですか。
- 委員（山下勝一君） はい、ありがとうございます。
- 社会教育課長（原田和久君） 今、学務課から対策についてありましたので、口頭となりますが社会教育課の対策を報告させていただきます。今回、県独自の緊急事態宣言を受けまして、社会教育施設の開館を午後8時までとしております。具体的には大矢野総合体育館、アロマ、自然休養村、各地区の公民館が対象となっていますが、小学校の体育施設についても一般開放を中止としています。また、イベント等の開催についても県から自粛するよう通知がありましたので、各種団体に自粛をお願いしているところでございます。
- 委員（山下勝一君） それについては、例えばアロマのグラウンドとかも使えないということですか。

- 社会教育課長（原田和久君） 1月18日から適用しておりますので、それまで予約してある分については使用可能でございます。ただし、予約者には使用は午後8時までということをお願いしています。
- 委員（山下勝一君） 18日以降も、土日などの昼間はラウンドを使えるのですか。
- 社会教育課長（原田和久君） 使えます。
- 教育長（高倉利孝君） 以上で、予定された諸報告は終わりました。そのほか、事務局からの追加報告等はありませんか。
- 社会教育課長（原田和久君） もう1点だけ報告をさせていただきます。新大矢野図書館等の進捗状況について、口頭となりますが説明させていただきます。現在の新大矢野図書館等の整備の進捗につきましては、令和2年10月に発注しました実施設計を行っている段階でございます。今後の予定としましては、歴史資料室の展示等の検討も併せて進めているところでございます。今後の予定としましては、天草四郎公園内の樹木の伐採を今月中の契約を予定しており、同公園の崖地を保護する法面補強及び造成工事を4月から取りかかる予定としています。建物本体の工事につきましては、造成工事の完了後の令和3年度内に着工する予定としており、令和5年度のオープンに向け事業を進めているところでございます。また、広報上天草の2月号に新施設の建物の概要やイメージ図を掲載しまして、市民の皆様にお知らせすることとしております。現在、広報に掲載する資料を作成中でございます。以上、報告いたします。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって、令和3年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。
- 閉会 午後3時50分